



RI 第2610地区
東となみロータリークラブ会報

2016-2017 年度 No.4

事務局(新) 〒939-1652 富山県南砺市福光新町 56

TEL 0763-55-6125

FAX 0763-55-6147

h.tonamirc@gmail.com

2016—2017 年度 会長 山本武夫、幹事 得永忠雄

2016-2017 年度 RI テーマ



(ジョン F. ジャーム会長)

例会記録

第1822回例会

平成28年7月27日(水) よいとこ井波

1. 点 鐘 会長
2. ソング：それこそロータリー
3. ビジター：三吉外男君(南砺 RC)



4. 会長の時間：先程、残念ながら福野高校が3対5で富山商業に敗れました。先日の氷の彫刻に参加有難うございました。今年で13回目となりますが、昔の記録がありますので次例会にプリントアウトして披露します。今年はウサギを題材としましたが、出来栄は良かったと思います。何点か報告します。①規定審議会の改正内容を回覧しますが、次年度に向けて詰めていきたいと思っています。クラブの細則にも関係しますので宜しくお願いします。②ロータリーデー準備委員会の内容をお配りしますので確認願います。③早いもので1か月が経ちますが、皆さんの協力により進めますのでよろしくお願いします。



5. 幹事報告(高瀬副幹事代理)：①指導者育成セミナー開催の案内。地区大会初日10月22日(土)13:00～セミナー開始、会場は砺波市文化会館。講演「地域は本当に元気になるのか？」講師は、(社)日本ケーブルテレビ連盟理事長 吉崎正弘氏、参加対象は、会長・幹事・次期会長・次期幹事・5大奉仕委員長など。街頭役員は参加願います。②2016年8月ロータリーレートは、1\$=102円。③例会変更は事務局に確認下さい。
6. 委員会報告：①出席委員会(代理)：20名中12名出席(60%)
7. ニコニコBOX(SAA：本日3名)
山本武夫会長：三吉さんようこそ。氷の彫刻参加御礼！
今年で13回目。作品のウサギ仕上がり上々！
齋藤彰会員：三吉さんようこそ。次回例会、会員増強、皆さん宜しく！
中島会員：昨日の、相模原の障害者施設でショッキング

グな事件、利用者、職員とも震撼させられました。



卓話「サラ金の歴史と過払いについて。」

山本英介会員

山本英介会員：(配布資料あり)

1. 歴史

戦後は、資金は産業へ回され個人への直接融資は戦後10年を経るまで行われなく、その後、中小金融機関が消費者への融資に乗り出し都市銀行も追従した。昭和31年、日本信販「チェーンクレジット」開始後、三洋商事、関西金融等によるサラリーマンへの小口融資（いわゆるサラ金）が登場する。昭和42年、日本ダイナースクラブがクレジットカードによるキャッシングを開始。47年、銀行がカードローンを開始。昭和55年頃から女性や自営業者等の契約も多くなり消費者金融の名称が使用されるようになった。

→過剰融資、高金利、過剰取り立てにより「サラ金地獄」という言葉が使われるようになった。

2. 社会問題化

1970年代後半から1980年代初頭にかけてのサラ金問題→バブル崩壊により経済的に苦しい家庭が増加したこと→大手は契約者の属性が向上して経営健全化の一方、中堅業者の中には急激に業績が悪化し倒産、大手業者による買収、債権譲渡するものも現れた。

3. 金利

利息制限法の利息と出資法の利息がある。消費者金融の金利は、出資法上限金利を超えることはないが、利息制限法を超えていた。

→いわゆる過払い請求（消滅時効10年）過払い金＝

不当利得。不当利得と知りながら利益を得ていた貸金業者は「悪意の受益者」であり、受けた利益に法定利息（年5～6%）をつけて返還する必要があるもの。過払い金を取り戻す方法は、借り手から委任をうけた書面を送付～中略～業者に対して請求する。

4. 法改正

一連の最高裁判決により2010年6月18日改正貸金業法が施行された。出資法の上限金利は29.2%から20%に引き下げられた【個人向け貸付の総量規制：年収の1/3】

・資料1：利息制限法(利息の制限)

第1条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める利率により計算した金額を超える時は、その超過部分について、無効とする。

- 1 元本の額が10万未満 年2割
- 2 元本の額が10万以上100万以下 年1割8分
- 3 元本の額が100万以上 年1割5分

・資料2 貸金(いわゆるサラ金)の上限金利の推移

1954(昭和29)年	109.50%
1983(昭和58)年	73.00%
1986(昭和61)年	54.75%
1991(平成3)年	40.004%
2000(平成12)年	29.20%
2010(平成22)年	20.00%

最近、資料1の利息制限法をにらみ、年18.00%

こういう問題は、一般にはなかなか身近でないかもしれませんが、いざという時には、役立つでしょう。困った時は、なんでも、当クラブの仲間である山本英介会員にご相談ください(筆者：山本武夫)

(会報担当) 中島・山本武夫、長谷川(写真担当)。